鳥取県公報

令和８年11月４日（水）
第９８３６号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ **告　　示**　生活保護法による医療機関の指定（683）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・・・・2
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（684）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・2
保安林の指定の解除予定（685）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（686）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・3
指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出（687）（西部総合事務所県民福祉局）・・・3
◇ **公　　告**　農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・・・・3
◇ **調達公告**　落札者の決定（デジタル改革課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

告　　示

鳥取県告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の３（中国残留邦人等支援法第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月４日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

診療所

名称	所在地	指定年月日
かねこ整形外科アスリートリハビリテーションクリニック	米子市福市862－８	令和８年９月１日
おおの小児科内科医院	米子市西福原三丁目10－34	〃
医療法人つちえ内科・小児科クリニック	境港市東雲町７	〃

鳥取県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３（中国残留邦人等支援法第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月４日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　診療所

名称	所在地	廃止年月日
かねこ整形外科アスリートリハビリテーションクリニック	米子市福市862－８	令和８年８月31日
おおの小児科内科医院	米子市西福原三丁目10－34	〃
医療法人つちえ内科・小児科クリニック	境港市相生町114	令和８年９月１日

２　薬局

名称	所在地	廃止年月日
ウエルシア薬局倉吉上井店	倉吉市上井町一丁目11－７	令和８年９月１日

鳥取県告示第685号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月４日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北栄町妻波字大西浜1380の194・大谷字砂浜2112の410（以上２筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

飛砂の防備

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第686号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第１項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和８年11月４日

鳥取県鳥取県土整備事務所長　米　田　憲　司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬　幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字中ノ茶屋2602外６筆（6,222.44平方メートル）	砂（8,909.2立方メートル）	採取の期間	令和６年10月24日から令和８年10月23日まで	令和６年10月24日から令和９年10月23日まで	令和８年10月21日

鳥取県告示第687号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月４日

鳥取県西部総合事務所長　荒　田　すみ子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目６－１	医心館訪問介護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	居宅介護、重度訪問介護	令和８年10月31日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町二丁目242－82	ふれあい広場ルポ	米子市石井693－２	生活介護	〃
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀2169	短期入所	〃
〃	〃	ル・サンテリオンよどえユニット型	〃	〃	〃

公　　告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年11月４日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

1　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岩美郡岩美町大字岩井字荒神下1234	田	1,950
岩美郡岩美町大字岩井字荒神下1240		1,168
岩美郡岩美町大字大谷字上久303		1,272

2　申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

5　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
岩美郡岩美町大字岩井字荒神下1234	令和９年４月１日	５年	39,000	利用権の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
岩美郡岩美町大字岩井字荒神下1240			23,360	
岩美郡岩美町大字大谷字上久303	令和９年４月15日		6,360	

6　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

（1）　提出期限

令和８年11月18日

（2）　提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

（3）　記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

調　達　公　告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月４日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

1　調達件名及び数量　　インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務　一式

2　契約方式　　一般競争入札

3　落札日　　令和８年10月５日

４	落札者の名称及び所在地	セコム山陰株式会社 島根県松江市北陵町34
５	落　札　金　額	79,002,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
６	入　札　公　告　日	令和８年８月25日
７	落　札　方　式	最低価格落札方式
８	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課 鳥取市東町一丁目220